

仕 様 書

令和6年度自動車用燃料（揮発油）継続的供給契約の仕様は、下記のとおりとする。

記

1 調達物品

自動車用揮発油（レギュラーガソリン）

（品質はJ I S 2号規格を満たすものとする。）

2 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 予定数量

自動車用揮発油 2,600リットル

なお、予定数量は、飽くまでも見込数量であり、購入数量を約束するものではない。

4 納入場所

納入場所は、別表に掲げる佐賀地方法務局管内の本局、各支局及び出張所の所在地(以下「所在地」という。)を中心とする半径5キロメートル以内の地域に同一価格で給油することのできる直営の給油所又は特約店等の販売店(以下「給油所」という。)があること。

5 給油券又は給油カード

給油券又は給油カードは、車両登録番号等を記載又は登録することができるものとする。ただし、給油カードについては、入会金及び年会費無料、かつクレジット機能を有しないものに限るものとし、給油カード発行に係る諸経費は納入者が負担するものとする。

なお、給油券又は給油カードについては、納入者決定後に別表に掲げる台数分を納品するものとする。

6 給油方法

給油方法は、上記4に規定する給油所において、当局職員が上記5に規定する給油券又は給油カードを提示した上、上記1に規定する調達物品を給油すること。

なお、給油が完了した際、上記4に規定する給油所の販売員は、納品書を手交すること。

7 契約方法

1リットル当たりの単価契約とする。

(1) 契約時単価

見積単価を「契約時単価」とする。

(2) 各月の納入単価及び代金の決定方法

契約時単価にかかわらず、各月の納入単価は、以下の方法により算出し、決定するものとする。

納入単価の算出においては、資源エネルギー庁の「石油製品小売市況調査」の公表単価（店頭・現金・レギュラー）のうち給油対象月の前月最後の調査日の直近の佐賀県価格（税別）を「基準価格（小数点第一位四捨五入）」とする。また、「契約時単価」から令和6年2月28日現在における「基準価格」を減じた額を「調整額」とし、「各月の納入単価」は、「基準価格」から「調整額」を控除した額とする。

なお、「調整額」については、契約期間中において変動しないものとする。

【例】

契約時単価	174円
令和6年2月28日現在基準価格	176円
令和6年3月27日現在基準価格	178円
令和6年4月24日現在基準価格	175円

の場合、

調整額は、 $174円 - 176円 = -2円$ となる。

4月分の納入単価は、

$178円 + (-2) = 176円$ となり、

5月分の納入単価は、

$175円 + (-2) = 173円$ となる。

8 代金の請求方法

納入者は、各給油所の毎月分の請求書を取りまとめ、車両ごとの給油日、給油数量を記した請求明細書（内訳書）を添付し、一括して翌月に請求するものとする。